

別表1 慶弔共済金給付区分（第2条関係）

給付対象事項	給付対象事項細目	給付金額	摘 要
(1) 永年勤続	会員として満10年	10,000円	
	会員として満20年	20,000円	
	会員として満30年	30,000円	
	会員として満40年	50,000円	
(2) 会員の結婚		20,000円	
(3) 会員の傷病入院	会員が7日以上入院	10,000円	
(4) 会員の死亡		50,000円	
(5) 災害被災	自己所有住宅の全焼、全壊又は流出	50,000円	・会員が現に居住する住宅に係る被災に限る。 ただし、地震、戦争及び暴動に起因する場合は、支給しない。
	自己所有住宅の半焼、半壊又は床上浸水	40,000円	
	借家等の場合で、動産の全部の焼失又は流失	30,000円	
	借家等の場合で、動産の大半の焼失若しくは流失又はこれに準ずる被災	20,000円	
(6) 会員の子の誕生又は小学校入学	子の誕生	10,000円	
	子の小学校入学	5,000円	
(7) 配偶者又は一親等親族等の死亡	配偶者の死亡	20,000円	
	一親等血族の死亡	10,000円	・実父母及び実子の他、法定血族として養父母及び養子を含む。(市町村への届け出を伴う死産を含む。)

(注) 被災状況の確認は施設長の証明による。